

令和7年度固定資産税のお知らせ

新築住宅で以下に該当する方は、令和7年度の固定資産税に減額措置等の終了や減額割合に変更がありますのでお知らせいたします。ご注意ください。

○新築住宅に対する減額措置を受けている方

- ① 一般住宅の方で、**令和 3年中に新築した住宅**
- ② 長期優良住宅の方で、**平成31（令和元）年中に新築した住宅**
- ①又は②に新築された住宅については、**令和7年度から1/2減額が終了し、本来の税額に戻ります。**

○東日本大震災による代替家屋の特例措置を受けている方

- ①**平成29年中に新築した住宅・・・令和7年度から1/3減額特例が終了し、本来の税額に戻ります。**
- ②**令和元年中に新築した住宅・・・令和7年度から1/2減額特例が終了し、1/3減額となります。**

新築家屋軽減（住居）

新築した住宅の固定資産税は、住宅が完成してから一定期間、床面積120㎡までの部分について**税額が1/2**に減額となる特例があります。

（一般的な戸建ては新築後3年間、認定長期優良住宅の戸建ては新築後5年間、税額が1/2減額されます。）

○一般住宅（新築後、3年間 床面積120㎡までの部分について税額が1/2減額）

居宅を建てた場合 ※物置等は対象外	建築年 R3年中	課税 1年目 R4年度	課税 2年目 R5年度	課税 3年目 R6年度	課税 4年目 R7年度	課税 5年目 R8年度	課税 6年目 R9年度～
新築家屋（通常） 120㎡分 3年間固定資産税が1/2減額		1/2減額（120㎡分）			通常課税（減額終了）		

○長期優良住宅（新築後、5年間 床面積120㎡までの部分について税額が1/2減額）

居宅を建てた場合 ※物置等は対象外	建築年 H31(R1) 年中	課税 1年目 R2年度	課税 2年目 R3年度	課税 3年目 R4年度	課税 4年目 R5年度	課税 5年目 R6年度	課税 6年目以降 R7年度～
新築家屋（長期優良） 120㎡分 5年間固定資産税が1/2減額		1/2減額（120㎡分）					通常課税 （減額終了）

東日本大震災による被災代替家屋の特例措置

震災時に所有していた家屋のり災判定を受け解体を行い、同じ用途で代わりに新しい家を建てた場合、一定期間、税額の減額があります。※ 特例の条件は、一部例外等があります。（建物が帰還困難区域に存在する場合等）

- ① 震災時に所有していた家屋の面積分、不動産取得税が減額されます。
- ② 震災時に所有していた家屋の面積分、固定資産税が減額されます。
計6年間減額されます。（4年間は1/2減額され残り2年間は1/3減額されます。）

○被災代替家屋（新築後、4年間は税額1/2減額、残り2年間は税額1/3減額）

	建築年 H30年中	課税 1年目 R1年度	課税 2年目 R2年度	課税 3年目 R3年度	課税 4年目 R4年度	課税 5年目 R5年度	課税 6年目 R6年度	課税 7年目以降 R7年度～
被災代替家屋		1/2減額				1/3減額		通常課税 （減額終了）

お問い合わせ先 檜葉町町民税務課 資産税係 電話0240-23-6101